

内閣府

○総務省令第二号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

文部科学大臣 林 芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

目次

〔第一章・第二章 略〕
 第三章 組合員等（第九十条―第一百条の七）
 〔第四章〕第六章 略

附則

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第九十一条の二 〔略〕

2 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

〔3 略〕

（支払未済の給付）

第二百二条 〔略〕

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

〔一〇五 略〕

〔3 略〕

（令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等）

第四百四条の二 令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の添付を省略することができる。

〔2 略〕

（食療養標準負担額の減額に関する特例）

目次

〔第一章・第二章 同上〕
 第三章 組合員等（第九十条―第一百条の六）
 〔第四章〕第六章 同上

附則

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第九十一条の二 〔同上〕

2 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号

〔二・三 同上〕

〔3 同上〕

（支払未済の給付）

第二百二条 〔同上〕

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。

〔一〇五 同上〕

〔3 同上〕

（令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等）

第四百四条の二 令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。

〔2 同上〕

（食療養標準負担額の減額に関する特例）

第六十六条の五 [略]

[2 略]

3 前項の請求書には当該支払った食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第六十六条の四 [略]

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

[一・二 略]

[3 略]

(特定疾病給付対象療養に係る組合の認定)

第六十六条の四の二 [略]

2 認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

[3~7 略]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第六十六条の六 [略]

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

[3~7 略]

(高額介護合算療養費の決定の請求等)

第六十六条の七 [略]

2 前項の申請書には、令第二十三条の三の六第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書(同項第三号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは及び記載すべき額が零である証明書について、前項の申請書にその旨を記載したときは、当該証明書の添付を省略することができる。

第六十六条の五 [同上]

[2 同上]

3 前項の請求書には当該支払った食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第六十六条の四 [同上]

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

[一・二 同上]

[3 同上]

(特定疾病給付対象療養に係る組合の認定)

第六十六条の四の二 [同上]

2 認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。

[3~7 同上]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第六十六条の六 [同上]

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

[3~7 同上]

(高額介護合算療養費の決定の請求等)

第六十六条の七 [同上]

2 前項の申請書には、令第二十三条の三の六第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書(同項第三号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

3 申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔4～6 略〕

(埋葬料及び家族埋葬料)

第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の十第二項に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

〔一～七 略〕

(傷病手当金)

第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる事実を証明する書類については、組合が番号利用法第二十一条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

〔一～十二 略〕

〔2 略〕

(退職年金の決定の請求)

第百二十八条 〔略〕

〔2 略〕

3 組合は、第一項の請求書を提出する者について、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

〔4 略〕

(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出

3 申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

〔4～6 同上〕

(埋葬料及び家族埋葬料)

第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

〔一～七 同上〕

(傷病手当金)

第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書を組合に提出しなければならない。

〔一～十二 同上〕

〔2 同上〕

(退職年金の決定の請求)

第百二十八条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 組合は、第一項の請求書を提出する者について、地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

〔4 同上〕

(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出

<p>等) 第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。 〔一〕三 略〕 四 地方公務員等共済組合法施行規則第二條の六の四に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた年月日 〔五・六 略〕 〔2・3 略〕</p>	<p>等) 第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。 〔一〕三 同上〕 四 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二條の六の四に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた年月日 〔五・六 同上〕 〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、平成三十年七月二日から施行する。